

内閣委員會議録 第十一号

昭和三十一年二月二十三日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事 江崎 寛澄君 理事 大平 正芳君

理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君

理事 宮澤 胤勇君 理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 大村 清一君

小金 義昭君 辻 政信君

床次 徳二君 栗山 博君

山本 正一君 横井 太郎君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

稻村 隆一君 片島 港君

西村 力弥君 細田 綱吉君

森 三樹二君

出席國務大臣

内閣總理大臣 鳩山 一郎君

文部大臣 清瀬 一郎君

國務大臣 船田 中君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

防衛庁参事官 (長官官房長) 門叶 宗雄君

防衛庁参事官 (防衛局長) 林 一夫君

防衛庁参事官 (防衛局長) 北島 武雄君

委員外の出席者

議員 古井 喜實君

議員 山崎 巖君

専門員 安倍 三郎君

二月二十二日

委員中村高一君辞任につき、その補欠として西村力弥君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出、衆法第一号)

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○山本委員長 これより會議を開きます。

憲法調査会法案を議題とし質疑を続行いたします。通告がありますのでこれを許します。受田君。

○受田委員 鳩山内閣總理大臣は、すでに戦前より民主主義を理解するきわめて有名な政治家でいらつしたわけだ、今日内閣の首班として祖国の再建を担当していらつしたるので、その点に對しては深く敬意を表しております。一昨日私がお尋ねしたことに關連してお答えを願ひたいのであります。憲法を改正するといふかかる重大な國家の施策に關しまして、國際的にいかなる遠慮深謀を有せられるかという点であります。ポツダム宣言には一昨日林法制局長官は米英中ソ仏と仏を入れておられましたけれども、このフランスは林長官の言ひ間違ひではないかと思ひますが、これは四力國の共同宣言でありまして、この四力國は不可分の關係で共同宣言を發したのか、あるいは何分し得るものかという論点があるのではありません。アメリカと中國とそしてイギリスにおきましては、すでに平和条約締結によつて日本の獨立を認めた。しかしソ連は日本に對して依

然として占領の継続が続いておると、ソ連の共產黨大会においても、またソ連の首腦者たちも日本に對する態度ははつきり言つておる。この点において先般總理も林長官の言明を了承せられたのであります。ポツダム宣言は日本に對しては平和条約が締結された以上、ソ連においても何ら拘束を受けるものではないといふ言質を、あくまでも固執せられるかどうかを御答弁願ひたいのであります。

○鳩山國務大臣 ポツダム宣言の約束は、とにかく四力國の共同の宣言でありますから、四力國の共同の意思として認められる限りにおいて効力があると考へます。それがゆゑに他の國との平和条約ができた今日、ソ連との戦争状態は當然にないものと私は考へます。

○受田委員 ソ連との戦争状態がないものと考へておるといふ御言明でありまして、しかしソ連当局は日本に對して平和条約を締結するまでは依然として占領が続いており、戦争状態にあると言明しておるのであります。日ソ兩國首腦部間に見解の差があることに對してはいかなる解決をはかりうとせられるのであります。

○鳩山國務大臣 私の言葉が足りませんでした。四力國の共同宣言であるから、四力國の共同意思として認められる限りにおいて効力があると申ししたのであります。ソ連との戦争状態が終結したといふのは私言い過ぎでございます。

○受田委員 ソ連との戦争状態は続いていると總理も言明されました。私は

この点についてポツダム宣言には明らかに侵略戦争を阻止し、非武装國家の建設を日本に要望しておるのであります。その精神から言ふならば、憲法第九條を改正して再軍備國家として再出発をしようといふ立場からは、戦争状態の続いているといわれるソ連との間に對しては、これは日本がソ連と終戦宣言とかもしくは平和条約を締結しない限りにおいては、ソ連に對して憲法改正のごとき日本國の基本政策を、ソ連の意思の加わらない現在の立場において改正をするといふことは、これは非礼的ではないかと考へるのであります。が、總理はいかがお考へでございますか。

○鳩山國務大臣 私はそれは考へません。

○受田委員 いま一つ突つ込んでお尋ねしたいのですが、四力國宣言は、三國が平和条約を結んだから一國はもう効力がなくなつたといふことではなくして、依然として戦争状態が続いておるといふ拘束はあるのだという、今言明があつたのであります。ソ連と日本との關係において、三國条約が締結された効力が影響をしないといふ解釋をされておるのであります。

○鳩山國務大臣 この点は法制局長官から答弁をさせます。

○林(修)政府委員 ただいまの御質問、ちよつと私意味をとりかねたところがございしますが、ポツダム宣言は、御承知のように、米英中ソ連の四力國の共同宣言でございます。この前フラ

ンスを入れて申し上げましたのは、私

つういふかりましたしまして間違ひ

た。訂正いたします。この四力國の共

同宣言でございますが、四力國として

の共同の意思に基いてやつたもので

ございまして、それに対して日本は降伏

文書においてポツダム宣言を受諾した

わけでございます。従ひまして、日本と

の關係においてはこの降伏文書を通じて

日本には拘束力があつたわけござ

います。この降伏文書の中には実はい

ろいろの内容がございします。一つは休

戦と申しますか、無條件降伏するとい

ふことをうたつておるわけでありま

す。それから休戦を約束した。それから

ポツダム宣言に基いていろいろの降伏

條件、いろいろものが入つておつたわ

けです。休戦關係はこれは個々の國と

の間の状態だと私は思ひます。現在も

日本とソ連との間は戦争状態は續いて

おると思ひますけれども、ポツダム宣言に課せられたところのいろいろの降伏條件、あるいは日本の履行すべき條件、これは四力國の共同宣言でございます。日本がそのうちの三力國と平和条約を結んだといふことは、すでにこの四力國の共同の意思がくつされた、かように私どもは考へておるわけでありまして、日本に關する限り、この四力國に對してポツダム宣言に基く拘束力は、法的には拘束力はないものと、かように考へておるわけでございます。

○受田委員 總理は先般在日ソ連代表部のドムニツキーの書簡をお受け取りになられております。重光外相はこれ

を拒否されておるよりであります。總理はお受け取りになられておるようであります。これはいかなる立場で、ソ連代表部とお認めになられたのでありましようか。

○鳩山国務大臣 ドムニツキーから公文書を私が受け取ったというこの記憶がないのですが、ただ、とにかく会いたいと言ってやってきて会ったことはありました。

○受田委員 それはいかなる資格で会いになられたのでしょうか。ドムニツキーとはいかなる資格において、ドムニツキーをいかなる資格としてお会いになられたのでございまいしょうか。

○鳩山国務大臣 ドムニツキーはソ連の代表者とは考えませんでしたけれども、とにかく適當な人が間に入つたと思ひますが、会つてくれというので一応会いました。

○受田委員 その点あいまいなお答えであります。適當な人が間に入つておるといふことに對しては了解に苦しむのでありますけれども、ソ連は依然として戦争の状況が続いている国家と日本は見ている。こういう際にそのソ連のある種の意思をお伝えになられるドムニツキーに對しては、何かの資格をお考えになられてお会いになられたとわれわれは見ざるを得ないのでありますけれども、これはいま一度はつきりした御言明を願ひたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 全く私的の資格で、公的の資格とは思ひません。

○受田委員 私は、ソ連当局がボツダム宣言の効力を依然として有することを聲明しており、また目下日ソ交渉が進められておる段階において、少くも

もボ宣言を完全に任務終了に導くための平和条約が締結しておらない限りにおいては、ソ連に對しては日本国としては被占領国としての責任があると思ひます。その占領下において憲法を再び改めるようなやり方は、日ソ交渉の上に非常に障害があると思ひが、いかがお考えでありますか。

○鳩山国務大臣 ただいまソ連と日本との戦争状態が終結確定したとは言えないと思ひます。言えないとは思ひますけれども、ソ連の占領のもとにあるわけではなく、日本はソ連に對してそういうような制限を受けていない。国民は自由なる意思を持つておるものと考へます。

○受田委員 ソ連に對しては何ら拘束を受けない、占領されてないという形にも解釈できますか。

○鳩山国務大臣 占領は受けていないと考へます。

○受田委員 占領を受けていないソ連に對して、また拘束を受けてないソ連に對しては、遠慮会釈なく憲法改正を意圖してよいとお考えでありますか。

○鳩山国務大臣 国民の自由意思をとるとして憲法を改正することは、日本国民の権利だと思ひます。

をなぜこんなに急がれるのですか。日本が完全独立になる日までなぜ政府はお待ちにならないのですか。われわれは条約が締結せられない、占領されている国がまだあるというこの国際情勢の段階で、何を急いで憲法改正をなさるのか、總理のそのお氣持を私は了解に苦しむのです。少くとも終戦直後とは国際情勢が變つたと總理は言われておりますが、終戦直後においては連合国ははつきり一本になつておつた。今日はむしろそれが二分されておつた。国際情勢は当時よりもつと複雑になつておるはずで、その複雑になつた段階で、何をあわてて憲法改正をかくも急ぎになるのか。もつとゆつくり、ソ連との交渉が成立し、平和条約が締結された後に憲法改正を意圖すべきだといふお氣持はないか、お確かめ申し上げたいのであります。

○鳩山国務大臣 ソ連を初めいろいろの國々におきまして、日本の國民が憲法をその自由意思によつて改正するといふことについて、反感を持つてゐる國はないと思つております。

○受田委員 質問を次に移しますが、憲法を改正するに當りまして、憲法の基本的性格の部分までを改正することができるか、あるいは基本的性格の部分については改正をなし得ない、無制限には改正できないという立場をとられるか、御答弁を願ひたいのであります。

○鳩山国務大臣 たびたび申しました通りに、新憲法の基本事實たる民主政治だとかあるいは平和宣言あるいは基本的人権といふようなものは、變更する意思は持つていない。

○受田委員 国民主権の線はきわめて重要な民主政治の基本線であると思ひますが、この国民主権の線は變更される意思がありますかありませんか。

○鳩山国務大臣 變更する意思はございません。

○受田委員 国民主権を存置すると御言明に相なつたことは總理の意圖を十分承し得ると思ひます。ところがここですら問題になる点は、この憲法の解釈に當つていろいろ意見が出て、各個々の条文でなくして憲法そのものに対する、基本的な問題に對するいろいろな論争がされる場合に、これに對して最終的な審判を下す憲法裁判所のごときものは、改正しようとする總理の意圖のある憲法において、取り上げようとしておるのかどうか、お尋ね申し上げます。

○鳩山国務大臣 その点についてはいろいろの議論がありますので、憲法調査会において十分検討をしてもらいたと思つております。

○受田委員 いま一つ、憲法改正案を提出されるのに、内閣にも国会にも、両方に発議権があると申されたのであります。私は内閣法第五條を讀むと、憲法七十二條の規定は、内閣に憲法の改正議案を提出する権能なしと認めざるを得ないので。この点「内閣總理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し」とありますが、これはいかように解釈したらよろしいか御答弁を願ひたいのであります。

○鳩山国務大臣 その他の議案の中にこの憲法改正の議案を出してもいいといふように解釈しております。

○受田委員 憲法改正のごとき重大な基本的議案を、一番最後のその他の中に入れるといふように解釈できるとお思ひになりますか。冗談じゃありません。

○鳩山国務大臣 とにかく國民に對する發議は明瞭に規定されてあるものであります。三分の二以上の国会の議員がなければできないといふように、明白なる制限がついておりますから、その制限を嚴守すればただいまのような解釈をいたしましても、別に差しつかへはないと考へたのであります。

○受田委員 私はこの提出権の問題を申し上げておるのである。内閣總理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案」と書いてある。憲法改正案は書いてないのです。法律案が一番最初にあつて、最後に「その他の議案」と書いてある、その中に憲法改正のごとき基本的議案を含むなどという心得違ひの總理がおられるということ、はなはだしく憲法を無視したものだといわざるを得ないが、いかがですか。

○鳩山国務大臣 私はそれは思ひません。憲法改正の案を作るといふことは適當だと思ひます。

○受田委員 民主主義を尊重せられる鳩山總理としては、法律、予算その他の議案の、その他の中へ憲法改正案をお含みになるというふうな驚くべき發言をされたことに對しては、私ははなはだ心外です。この点については十分御検討いただいて、内閣法第五條の精神がどこにあるか、憲法七十三條を受けて内閣法第五條がどういふ精神で書かれたか、あなたは十分研究していただかなければならぬと思ひるので

す。内閣法第五條は、総理は内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を提出しとあるゆゑに、内閣の議案の中にはこういうものが含まれておらぬといふことはつきりしておるじやありませんか。この点においては総理の詭弁であると私はつきり断定をいたします。

なおいま一つ、昨日ここにおられる山崎先生は、憲法九條を改正するに當つて、総理がしばしば自衛のための軍は持つてよいと言われることに對して、自衛行為の限界はどこにあるかとお尋ねをし、関連して大東亞戦争は、自衛の戦いであつたか、侵略の戦いであつたかお尋ねしたら、最初は自衛であつたが、途中から侵略に變つたと答弁されたが、総理もこれを確認せられますか。

○鳩山國務大臣 山崎君の言われた自衛のための戦いであつた、その後に変更したという意味は正当防衛という形に変更したものだと思ひます。

○受田委員 大東亞戦争は正当防衛であつたと解釈してよろしゅうございませうか。

○鳩山國務大臣 正当防衛の範圍を越えたことは否定できません。

○受田委員 ポツダム宣言には、はっきり日本は軍國主義によつて侵略しているといふことを規定してある。そのポツダム宣言に日本は無條件降伏した以上は、侵略戦争といふことに了承したと私は解するが、これに對して総理はいかようにお考えでありますか。

○鳩山國務大臣 ただいま申しましたように、正当防衛の範圍を脱したといふことはいふことはできないと思ひます。

○受田委員 すでに昨日提案者も侵略戦争を肯定し、またポツダム宣言の侵略意思を認めて、無條件降伏した日本として、今さら侵略でなかつたといふことは言えないといふことがつきり言えると思ひますが、それが、それに対して自衛のための軍隊であつたのが途中から侵略に變つたといふのは、これは戦争の勢いです。従つて総理が侵略のための軍隊ではない、自衛のための軍隊だとしれば言われても、自衛のためといふながら侵略に變つていくことは、これが戦争の趨勢じやないですか。大東亞戦争がはつきり物語つていふじやありませんか。この点において自衛の軍隊の兵力その他の限界点といふものについても十分検討した上で自衛の解釈を下すべきだと思ひますが、総理はいかようにお考えですか。

○鳩山國務大臣 それは軍制軍令の規定が間違つていなければ、そういうものなことは間違ひなく進み得るものと思ひます。

○受田委員 最後にいまい一つ。総理はこの憲法改正を非常にお急ぎになり、しかもその目的が憲法第九條であるといふことをきわめて明瞭にされているのでありますが、大東亞戦争で悲惨な運命にあつた日本が、再び昔の悲惨な繰り返さうとする大きな逆コースを政府みずから動いていっているといふことを、はつきり物語ると私は思ひます。この点において総理の侵略か自衛かといふ大きな解釈の相違について、詳細なる御説明をいただかなければならぬと思ひます。自衛の限界はどこにあるか。少くとも総理として自衛の軍と侵略の軍の差別を設けておられる以上は、自衛軍の限界線を明瞭に

御答弁いただいて私は質問を終りたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 日本は他国からの不法なる侵略を防衛することを自衛と言つて差しつかえないと思ひます。他国からの不法なる侵略がなければ自衛という問題、自衛の軍隊の必要はないはずであります。他国の軍隊の不法なる侵略を予期して、それについて自衛の軍隊を準備する必要があると思ひます。

○受田委員 そうしますと今は近代戦でありまして、武器なども、他国から直接無電誘導弾など日本に来る場合がありまして、こういう場合にこれを受けて立つだけが自衛といふことは、私は非常に問題だと思ひます。その場合に敵の基地へも空襲をしなければならぬといふ場合には、海外派兵もあると考へられるのであるが、海外派兵などは全然ない自衛であるのか、この点も御答弁願ひたいのです。

○鳩山國務大臣 海外の派兵といふことは考へておりません。

○山本委員長 次に保科君。

○保科委員 私は現行憲法は、国民の自由意思によらざる占領憲法であるといふことは、何人も否定することはできないと考へております。もちろん民主主義と平和主義あるいは基本的人権の尊重に對しては、これは当然だとは考へますが、その権利あることのみを強調したとして、義務に關することゝを落している点、特にソ連や中共ですら憲法に明記しているような國家を守るというやうな義務を規定してない点は、非常に遺憾であると思ひます。従つて私は独立した今日、この現行憲法を再検討すべき時期に當然

到達しているといふ見解を持つてゐるものであります。私は以下二点につきまして総理大臣に對し、その所信を伺いたいと存するのであります。

第一の点は、國際協力のための軍隊に關することでありまして。総理大臣はしばしば、自衛のためには現憲法でも防衛力を持つてゐるが、疑義があるからして憲法を改正してはつきりさせたい、こゝういふように申しておられますが、私もこのこと自体には全く同感であります。しかしこれでは國際協力の精神がどうも出ていないように思われるのであります。現憲法は御承知のごとく、民主主義、國際主義、平和主義といふことを非常に強調いたしておられます。このうちで平和主義は、これを広く解釈すれば、國際主義の範圍に入るものと考えられますが、これは現在並びに將來の人類社會においての基本的重要な命題であると思ひます。この自由民主主義及び國際平和主義は来るべき憲法改正においても、必ず踏襲すべきものと信ずるものであります。現在の憲法の前文にありまして「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狹を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる國際社會において、名譽ある地位を占めたい」といふことが書いてありますが、私はこの名譽ある地位を國際連合の中で占めるようにすることが、具体的に最も大切なことであると思ひます。そのためには、同時に國際連合の中で重要視してゐる義務を果すが當然必要になるわけであると思ひます。國際連合加盟國の義務の最も重要なものの一つとして、國際憲章の第四十三條に次のやうなことを書いてあります。「國際

の平和及び安全の維持に貢獻するため、すべての國際連合加盟國は、安全保障理事會の要請に基き且つ又は二以上の特別協定に従つて、國際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便宜を安全保障理事會に利用させることを約束する。こゝういふことが書いて見ますと、アームド・フォース・アシスタンス・アンド・ファシリティーと書いてあります。すなわちオアではないのであります。オールのどれかを提供すればいいのではなくて、その三者を提供することが一つの義務になつております。すなわち國連加盟國は國力相應のことをやる義務があるといふことになるのであります。わが國は人口九千万、國民總生産が八兆円に達し、東洋においては第一等の科學技術力並びに工業力を持つておりますから、相當の寄手をするべきであると思ひます。しかるにわれわれは軍隊を出したくないとか、あるいはそれはほかの國々で出してくれ、われわれは援助と便宜を提供するくらいでござめんをこゝろわりたいといふやうなことは、世界の常識は決して許さぬと思ひます。私はこゝういふやうな意味からいって、わが國の持つべき軍隊といふものは、第一義的にはもちろん自國の防衛が目的であります。同時に國連に加盟して、國際の平和及び安全の維持に貢獻するために必要であるといふことを、政府が國民に對してはつきりと納得させる必要があると思ひます。鳩山總理の從來の言明は、こゝういふ意味も暗々裡に

は含んでおるものと私は解釈してもおるのではありませんが、この際いたずらに一部の世論に迎合することなく、はつきりと国連に加盟して国際協力をすること、わが国民の前に明言される御意思があるかどうか、それをまずお伺いしたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 軍隊の程度につきましては疑問があると思ひます。国際協力のための軍隊という程度です。国際協力のための軍隊というのをどの程度持つかという事は、これは問題になると思ひますが、とにかく国際連合の加盟の必要条件としては、私は議論の余地はない。国際連合に加入するのは、自衛のための軍隊だけでも十分だと考えております。

○保科委員 次には軍隊の指揮権に関する明確化の問題について、総理に御質問いたしたいと思ひます。この調査会におきまして、当然軍隊に関する規定の明確化が問題になると思ひます。ところが軍隊ということになると、国民には直ちに昔の軍隊の復活を連想させがちなこと、それだけの理由で憲法改正に反対を唱えるものがある。多いと私は見ておるのであります。そこで旧軍隊は何ゆえに悪かつたかという事を、その急所を一言で私は申しますならば、これは統帥権の独立というものがその重大なる原因であつたと考へるのであります。私はこれに對しまして、政府はその方針をはつきりさせておく必要があると考へておるのであります。昔いわゆる軍部と称せられたもの、並びにこれに同調いたしました学者とか言論人が、あまりにも統帥権の独立ということを国民に對して

吹き込み過ぎたということが、今日なお軍隊というものは、統帥権の独立が必要であるというよりな錯覚に陥つておるよう考へておるのであります。ところがアメリカやあるいはイギリスなどのような先進民主主義国家におきましてはもうちろんのこと、いさしくも民主主義国家と名乗つておる国家では、わが国のような旧軍部の主張したような形での統帥権独立なんという事はないのであります。それでも軍隊は厳然として存在をし、その価値を發揮いたしております。ことに今日のような国際協力軍隊というよりなことであります。そのような情勢におきましては、行政権を離れまして、軍隊指揮権というよりなことは考へられませんか。科学資源等の全面的な動員がなければ、軍隊などは動きがとれないまでになつておる現代社会におきましては、一般行政権と独立をした軍隊指揮権なんというものはとうていあり得ないのであります。従つて私は軍隊指揮権を徹底的に行政権の一部に属するものとして取り扱わなければならぬと信じておるものであります。もちろんこのほかにもシビル・スプリマシーというよりな、きわめて重要な問題もあり得ますけれども、それを別にいたしまして、現代の軍隊指揮権の性質はさうなつてしまつたと信ずるのであります。ところが従来鳩山総理大臣や、あるいは政府当局の答弁等を見ますと、どうもこの点がはつきりしないように思われるのであります。それだから国民に軍隊を警戒させておるようには私は考へております。その上国民は天皇制の復活にも警戒的であることは事実であると私は思ひます。これもやはり最大の原因は統

帥権と天皇との結びつきを恐れるからだと私は思ひます。もし現憲法のように行政権は内閣にあるという事を明らかにし、かつ軍隊指揮権も行政権の一部であるからして軍隊指揮権は当然内閣に属するものだということをばつきり納得させますれば、国民の疑問は大いに減ずると考へるのであります。これに對して総理の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 この問題は非常に重大な問題であります。もちろん憲法調査会で慎重に検討してもらわなくてはならない問題であります。私自身がどういふように考へているかという御質問に對しましては、自衛力に對する最高指揮権は国会に對して責任を負う内閣が持つべきものであると私は考へております。

○保科委員 私の質問はこれで終ります。

○山本委員長 次に飛鳥田君。

○飛鳥田委員 時間がありませんので、二、三お伺いをいたしますが、問題をそろそろ簡明直截にお答えをいたしたい、こう思ひます。

まず第一にお伺ひいたしたいことは、現行憲法について、今までの質疑その他の討論を伺つておられますと、あなた方は押しつけられたものだと言ふ。私たちがはなるほどアメリカの示唆があつたけれども、押しつけられたものではないと言ひます。この二つの議論が対立をいたしておられます。この二つの議論の対立を解決するために、鳩山総理はあらゆる民主的な手段、方法をとらるる意思があるかどうか、これをまず第一に伺ひたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 民主的な意思によつてきめる意思があるかどうかということですか。

○飛鳥田委員 そうです。

○鳩山国務大臣 もちろん民主的にきめなくてはならない問題だと思つておられます。

○飛鳥田委員 民主的にきめるということになりますならば、民主的な方法というものは、あらゆる資料を提出し、あり得る十分な資料を検討した上で、このことを決定していかなくてはならないことだと私は解釈をいたしますが、いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣 お考えの通りだと思ひます。

○飛鳥田委員 それならばこの押しつけられたか押しつけられぬかということについて、われわれは重大な資料を持つてゐるはずで、それはすなわち現行憲法制定の際に行われた議論の事録であります。この事録のうちの相当な部分は秘密事録になつております。この秘密事録をもし公開するならば、押しつけられたか、押しつけられぬかということについては十分な光を与えることができるはずであります。当然議事録の公開については議長長の権限でありましようが、このことについて与党の総裁であり、しかも本案の提出について全面的な賛意を表しておられる総理が、秘密事録を公開することに賛成をし、そのことを議院に向つて求められる意思があるかどうか、これをお伺ひいたしたい。

○鳩山国務大臣 私は秘密事録を読んでおりませんし、どういふ性質のもので書いてあるかも知りませんので、ただいま発表してもいいかどうかという御返事はできません。

○飛鳥田委員 少くとも現行憲法制定の際になされた議事録であります。かにあなたがその議事録を読んないないか読んでいるかということについて、あなたの説の通りだといひましたしても、この中にこの問題を解決すべき重大なものが含まれてゐるであらうことは推定にたかたない。いや推定だけではなしに、現行憲法制定に関する議事録であります。現行憲法の制定に関する議事録は一切公開して、そしてこの問題の資料となすべきが、もしあなたが民主的な方法をとらるるという限りにおいては、当然なことだと思ひます。

○飛鳥田委員 読んないからわからない。こんなばかなことはありません。少くとも今われわれが変えようとしてゐる憲法の制定に對する議事録であります。この議事録を全部公開することは当然のことだと私は思ひますが、いかがですか。

○鳩山国務大臣 ただいま私にはそれに対して判断がつかません。御返事はできません。

○飛鳥田委員 これは非常に不見識なことを伺う。現行憲法を改正することに賛意を表しておられるあなたが、現行憲法の制定の際に行われた秘密事録があるという事実を御存じないはずはない。もしそれをもし知らぬとおっしゃるならば、これはあなたは内閣総理大臣の職務は勤まりませんよ。これがあるとするならば、当然公開せられたいということについて、あなたの内閣なり、あなたの与党の中で討論をせられ、態度を決定せられて後、この法案を提出してこられるのが当然であります。知らなかつたなどとは言わせなさい。現に二十二国会の憲法調査会法案

○飛鳥田委員 少くとも現行憲法制定の際になされた議事録であります。かにあなたがその議事録を読んないないか読んでいるかということについて、あなたの説の通りだといひましたしても、この中にこの問題を解決すべき重大なものが含まれてゐるであらうことは推定にたかたない。いや推定だけではなしに、現行憲法制定に関する議事録であります。現行憲法の制定に関する議事録は一切公開して、そしてこの問題の資料となすべきが、もしあなたが民主的な方法をとらるるという限りにおいては、当然なことだと思ひます。

○飛鳥田委員 読んないからわからない。こんなばかなことはありません。少くとも今われわれが変えようとしてゐる憲法の制定に對する議事録であります。この議事録を全部公開することは当然のことだと私は思ひますが、いかがですか。

○鳩山国務大臣 ただいま私にはそれに対して判断がつかません。御返事はできません。

○飛鳥田委員 これは非常に不見識なことを伺う。現行憲法を改正することに賛意を表しておられるあなたが、現行憲法の制定の際に行われた秘密事録があるという事実を御存じないはずはない。もしそれをもし知らぬとおっしゃるならば、これはあなたは内閣総理大臣の職務は勤まりませんよ。これがあるとするならば、当然公開せられたいということについて、あなたの内閣なり、あなたの与党の中で討論をせられ、態度を決定せられて後、この法案を提出してこられるのが当然であります。知らなかつたなどとは言わせなさい。現に二十二国会の憲法調査会法案

審議の中において、私は憲法の秘密議事録を公開せよという動議を提出いたしております。二十二国会の中で行われた事実は鳩山総理は知らぬとはおっしゃるまい。そんな不見識なおっしゃる方を私たちが納得できるか。いや私たちがだけではありません。そんなばかなことを言えば、国民はみな笑いますよ。はっきりした答弁をして下さい。

○鳩山国務大臣 山崎君から答えてもらった方が明瞭になると思いますから、山崎君から答えさせていただきます。

○飛鳥田委員 ちよつと待つて下さい。私はこの問題は技術的な問題だとは思いません。純粋な政治的な問題だと思ひます。このことについて鳩山総理がみずからの判断を持たれないという事、それ自身が私には不認識だと思ひます。このことについて、どうぞ一つあなたから御答弁をいただきます。

○鳩山国務大臣 私は秘密議事録を見ませんでも、占領中になしたる憲法の実情、それらを見まして改正の必要ありとする判断をいたしました。

○山崎巖君 現行憲法の制定当時の議事録が、秘密会の議事録でありますために公開せられておられないことは、ただいま飛鳥田さんの仰せの通りであります。また二十二国会におきまして、飛鳥田さんから公開をすべしという動議が出ておりますことも、速記録によつて私どもはよく承知いたしております。私どもはこの速記録の公開につきまして、別に反対をするという意思は毛頭ございせん。ただこの問題は、国会の問題でありまして、申すまでもなく内閣の問題でないことは御承知の通りであります。従ひましてこの問題の取扱ひは、お互い手党と野党の皆さんとの間でよく相談をしまして、議院運営委員会等に持ち込みまして、そこで御決定を願ひ性質の問題であらうと思ひます。

○飛鳥田委員 私も初めからこの問題を内閣の問題だとは申し上げておりません。ただ憲法調査会という、こういふ法案を提出せられる以上は、これに対する十分な資料をととのえて、国民の議論を巻き起すような準備をなさる義務がある、こういうことだと思ひます。従つて提案者たるあなたの方、及び手党の總裁であられる鳩山さんは、当然この問題について、この法案を……（總裁じゃないと呼ぶ者あり）間違ひました。四分の一總裁の鳩山さんがやられるなら、当然この問題についてそういう準備をなさつて、その上で法案を提出せられる義務があつたと思ひます。今のお説で、私もある程度了承いたします。

それならば伺ひますが、提案者たる山崎さんほか自民党の方々は、即刻秘密議事録公開の申請をなさる意思があるかどうか、このことを伺つておきます。

○山崎巖君 実は飛鳥田さんの二十二国会におきまする動議の關係もございまして、私どもはこの法案の提出前からこの問題は慎重に検討いたしてあります。これは旧帝國議會時代のことでありますし、その当時の国会法によるものであります。あるいは衆議院規則によるものであります。そういう点もあります。あるいは現在の国会法によつてやるべきものかというやうな問題も残つておるわけでありまして、従ひ

まして、法律的にもよく研究しませんが、果して簡単に公開ができるかどうかという法律論も残つておるわけでありまして、慎重に検討いたしまして、何ら差しつかえないというこになりますれば、手党としましてはぜひ公開の方に持つていきたい、こういうふうには考えております。そういう場合には、社会党におかれましてはぜひ御協力をお願いしたい。

○飛鳥田委員 議院の継続性について、旧憲法時代の議院と今の時代の現行憲法との間の継続性について疑義があるというお話でありましたが、しかしこれは疑義を持つべき筋合いはありません。と申しますのは、明治憲法の改正手続に従つて現行憲法はできておるのであります。議院の同一性は当然保たれておるのであります。この点についてそのやうな御疑問を持たれることは、私といたしましては非常に不可思議だと思ひます。むしろこの議事録を公開することによつて、立場のお困りになる方が皆さん方の中にたくさんおられるために、こういう形が出ておるのではないかと、こゝろ私に推したしております。私は今の御説明をお約束として伺ひますから、どうぞ一刻も早くそのやうな手続を、少くとも本法案の審議に間に合いますようにしていただきますと思ひます。

第二に、時間もありませんので、簡単に伺ひますが、今の憲法は押しつけ憲法だとおっしゃる。それならば私の方でさらに伺ひたいのですが、現在の憲法改正論こそアメリカの御要求じゃないか、こゝろいふに私は思ひます。現行憲法が押しつけによつてできたことだけを強調なすつて、今

の改正論そのものがアメリカ力輸入であるというのを隠されるのは、私は非常に當を得ないものだと思ひます。こゝろいふ点について總理の御所見を伺ひたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 憲法改正について、アメリカからは何らの要請はありません。

○飛鳥田委員 時間がありませんからあまり詳しく申し述べませんが、まず現行憲法の改正論が出て参りましたところからの問題を振り返つてみますと、一九四八年一月十六日に、アメリカのロイヤル陸軍長官は、日本を広範囲に非軍事化しようとする当初の方針から、今後極東に起るかもしれない新しい全体主義の脅威に対して、陸軍の役目を果たすに十分な、強力な武装をした民主主義を日本に築き上げようという演説をしておられるのであります。さらにまた朝鮮戦争がばつ発をいたしました。アイケル・パーカー中將はニュース・ウィークの中で、私としてはアメリカ連隊に日本軍大隊を付属させるのがよいと思ひますが、さらに研究して、現在の朝鮮動乱でアメリカ正規兵に朝鮮人を使用しているごとく、一そう優秀な日本兵士の合同を実行すべきである、イギリスは数年来この方法によつて兵力を補充している、アメリカの兵隊は世界で一番高くつくが、日本の兵隊は安価なものである、日本では天皇陛下が命令すればたちまち二、三百万の精銳なる軍隊ができる、こゝろいふに述べられておられるのであります。さらに越えて、一九五二年五月二十三日になりましたと、キンボール米海軍長官はルイジアナ州議會で、日本の憲法は日本が軍備を持つことを禁止しているが、日本

は太平洋の自由主義国民を守るために、陸海軍を持てるよう、この憲法の規定を修正すべきである、こゝろ言つております。さらに越えて五三年の十月になりますと、アイゼンハワー大統領は、アジア人にはアジア人で戦わせるという約束をいたしました。選をいたしました。さらに五三年になりますと、ニクソン副大統領がやつて参りまして、日本に再軍備をさせないやうな憲法を押しつけたことは、アメリカの誤まりであつた、こゝろいふに言明をいたしました。こゝろいふことで、米官辺の考え方をたどつて参りますと、改正論を盛んにこちへ押しつけてきていることが明白になる。こゝろいふたことについて、あなた方はどう考えられるか。もしそれが明白なことだと思ひ考へになるならば、これらの米國の相當重要な地位を持つておられる人々に對して、そゝろいふ言説は内政干渉である、こゝろいふことをはつきりと申し述べられる意思があるかどうか、このことを私は伺ひたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 アメリカの人が、どういふやうな考えをだれが持つたかというこゝろについては、私は存じませんが、とにかくアメリカの政府、あるいは要路の人から日本政府に対して正式に憲法を改正する方がよからうというやうな要請は、断じてございせん。

○飛鳥田委員 正式にあらうとなかりと、少くとも責任のある地位にある人たちが、こゝろいふ放言をどんだんなさるというこゝろについて、あなたはどうか考へになるか、これを伺ひます。

○鳩山国務大臣 迷惑だと考えます。

○山本委員長 次に石橋君。

○石橋(政)委員 私は、時間の関係もありましたので、なるべく簡潔に質問をいたしたいと思いましたが、今飛鳥田委員からも言われましたように、総理は、現行憲法は占領軍に押しつけられた憲法だということをしよつちゅう言っておられるわけでありまして、押しつけられた憲法だからよくないというのであるならば、なぜあなたたちはこれを無効と宣言するだけの勇氣を持たないのか。少くとも、もし押しつけられたということを推し進めていくならば、当時の占領軍が押しつけるだけの權力を持っておったというふうに、私は認識いたします。その權力がどこから発生したかという点、結局日本がポツダム宣言を受諾して降伏したというところにはさかのぼっていくと思う。そうするならば、少くともわれわれはポツダム宣言を守る義務を持っておったし、占領軍もまたポツダム宣言のワクの中で權力を持つという事になった。そういふふうには考えていきますと、ポツダム宣言を日本が受諾したとき、向うからきた回答の中に、少くとも最終的の日本国の形勢は、ポツダム宣言に従い、日本国民の自由を表明する意思により決定せらるべきものとすというふうに書かれてありますし、国民が新憲法の制定者であるというところはつきりうたわれてきておる。もしこのポツダム宣言のワクをはずれて押しつけたというならば、ポツダム宣言違反だといって無効を唱えればいい。何はともかく占領中に押しつけられたのだからいかにぬというなら

ば、あなたたちのいう講和発効のとき、独立の時期に無効の宣言をすればいい。押しつけられた憲法だからいいけない、いけないと言いがら、これの無効をもあえて宣言する勇氣を持たない。ここに私は問題があると思う。結局あなたたちは、押しつけられた憲法だから改正する必要があるのだというふうな言いまわしで、国民の通俗的な民族意識に、訴えようとしている。しかし、ほんとうのあなたたちの本音というものは、そこにあるのじゃない。そういう民族的な感情に訴えて、実はこの現行憲法に流れておる三原則、民主主義と平和主義と基本的人権尊重主義のこの三原則を後退させようという意図に基くのではないかと考へるわけでありまして、この点まずお伺いしておきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 形式的には明治憲法の改正手続によつて行われましたものでして、現行憲法が無効になるものとは考えません。なお最後に、三原則に対して考え方を直していったらいいじゃないかという御質問がありましたが、三原則は変更する意思はないという事は、たびたび申し上げております。

○石橋(政)委員 その矛盾を私は指摘しているわけですが、押しつけられた憲法だからと言いがら、それは認めていこうという。実際おかしなじやないか。押しつけられた憲法でよくないならば、なぜそんなものはつぎらぬ、無効だと言わないのか、その矛盾にお気づきにならないのかという事を私は申し上げておるのであります。この点についての再度の御説明を私聞きたいと思う。御承知の通り、憲法制定の当

時、当時の幣原内閣を中心にして、最後まで抵抗した問題がありました。それは何かという点、一つには天皇を象徴とする、いわば祭り上げるような形にされることは困るという点、もう一つは、軍備と戦争を放棄するというようなことは困るというこの二点であつたと思ひます。しかしながらこれがいれられなかった。そこで、今あなた方が、当時こつこつと反動勢力があつてやうな今日再現しようという意図じゃなかつたらうか。三原則を守っていくのせて後退せしめようとする意図じゃないかということをお尋ねしているのです。

○鳩山国務大臣 そういふような考えは持っておりません。

○石橋(政)委員 この点でさらにお尋ねいたします。おそろしく明快な答弁は得られないと思ひますので、しかし現行憲法の三原則を尊重するといふあなたのその言葉が本ものか、口先だけのものか、それをただ意味合ひも含めて、今後の質問を続けてみたいと思ひます。

その第一は、三原則の第一の原則、民主主義と天皇との関係についてであります。前にもちよつと申し上げましたが、新しい憲法は帝国憲法とは関係なく、ポツダム宣言受諾の結果、新たに憲法制定権を獲得した国民が独立にこれを制定したものであるというふうに、私どもは考えております。そして憲法の前文に高らかに「ここに主権が国民に存することを宣言し、」とりたい上掲げているのは、御承知の通りであります。「政府の行爲によつて再び戦争

の惨禍が起ることのないようにする」とを決議し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。――なぜに戦争の惨禍を避けるために、国民主権と新憲法の制定とを必要とするのか、それはあなたも御承知の通り、旧憲法のもとで天皇がすべてを総攬しておつた、ところがこのまわりにおる一部側近がこれを乱用するおそれがある、利用いたしまして、誤まつた戦争を引き起して、日本を、日本の国民を塗炭のどん底にたたき落したこの誤まりを再び起してはならぬ。そのために私は国民主権というものがはつきり打ち出されてきたと思うのであります。これは革命であります。

天皇の主権が国民の側に移つた、主権が国民に移つた、主権の存在が移行したといふことは明らかにこれは革命であります。そして天皇は、日本国の象徴でありそして日本国民統合の象徴である。この地位は、御承知の通り、主権者である国民の総意に基くものでありふに規定づけられておるのであります。ところがこのようない位置づけは、実はわかつたようではわからない部分が相当にある。なぜかといへば象徴という言葉が法律用語として、法令の中で使われたといふことが、ここに初めてであつたからであると思ひます。そこで現行憲法を検討するこの際に明確にしておきたい。なぜならば、この位置づけを誤ると、解釈を誤ると、民主主義そのものが破壊されるおそれがある、そういうふうに私が考えるからであります。こつこつ意味でお尋ねする第一点は、現行日本国憲法のもとにおいても天皇はなお

君主たるの地位を保有しておるかどうかといふこと、第二は、もし国の政体といふものを君主制と共和制に分けた場合、現行憲法のもとにおける日本の位置づけはどちらに入るのかといふこと、これをまず明確な総理の答弁を得ておきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 むろん憲法調査会において君主の表現の仕方などはきめることが当然なことでありまして、けれども、私はどういふようなことを考えているかといへば、主権在民をくつがえすような考え方は、毛頭持つていないといふことだけは明確にしておきます。

○石橋(政)委員 ちよつと誤解されておると思ひます。憲法調査会で検討するところの憲法草案のことであらうと思ひます。私は現行憲法のことを聞いておる。現行憲法で象徴とされておる天皇は、これは君主としての地位を保有しておるかどうかといふこと、もう一つは、日本の現行憲法のもとにおける政体といふものは、君主制に属するものか共和制に属するものか、現行憲法のことについて総理はどういふふうに考えているかといふ答弁を求めておるわけなんです。

○鳩山国務大臣 現在の憲法においては君主政治ではありません。

○石橋(政)委員 それでは共和制ですか。

○鳩山国務大臣 民主政治です。○石橋(政)委員 非常にあいまいなこととしておる。少くとも民主政治という形の中にいろいろなものがあるといふことは、あなたは御承知じゃない。民主政治といふものをあなたは口では

言つておるけれども、それはほんとうに民主政治を理解したものとは考へておりません。そういう単純な言い回しをされることは、ほんとうにこれを理解しておらないことだと私は思ふ。しかしこの点についてもここで水かけ論をやつておるわけには私参りません。そこでそれでは今後改正をなさうとする場合にも、あくまでも現行憲法のこの点についての精神は貫いていく、天皇の地位にも変化を与えない、そうした方がよいというふうにお考えになつておるかどうか、この点について御答弁を願ひます。

○鳩山国務大臣 私とはたびたび申しましたように、民主政治を、主権在民の制度を変更する意思はないのであります。

○石橋(政)委員 ところが往々この憲法改正を主張される方の中には、天皇の地位の強化ということを意図する人たちが多いわけでありまして。かつて自由党の憲法調査会が作つた草案なるものによつてみましても、現在の象徴である天皇を元首に改めるといふようなことをはつきり打ち出してあります。それだけにとどまりません。憲法改正の発議に、天皇の認証を要するものとすとかいふふうなことをも規定いたしておきます。私はこういう点をとも鳩山総理がこのような点について天皇の地位を強化するといふようなことは絶対にないのかどうかといふことを、再度確言していただこうと思つて質問をいたしておるわけなのであります。

○鳩山国務大臣 たゞたび私が今までお話ししたことによつて御了解を願ひます。少くとも憲法調査会はその点について慎重に検討をして日本のために間違ひない方向に出るものと確信をしております。

○石橋(政)委員 すべて憲法調査会でも、現に憲法を改正しようといふ意図のもとに調査会法案なるものが出てきておる。あなたはもう昔から一番に熱心な首唱者なんです。その総理が、この大切な問題について、一応の見解を保持したいといふことはいいと思ふ。今われわれのこの質問にお答えになることによつて、そして世論を善き起すならばより正当な意見もここに浮び上つてくるだらうと思ふ。なぜ勇氣をもつてこの点についてのあなたの見解を述べようとなさらないのか、それをお尋ねいたします。

○鳩山国務大臣 たゞたび私は明瞭にそういつております。民主政治をつくがえす意思はありません。

○石橋(政)委員 それでは天皇の地位を強化するといふような考えもないといふふうに了解してよろこびますか。

○鳩山国務大臣 現在の憲法においては、総理の権限が少し大き過ぎるというふうな論もあるのです。それですから、そういうふうな天皇の権限を一步も前進はさせないといふようなことを明言するわけには参りません。憲法調査会において慎重に審議をして、民主政治をつくがえさない限度におきましては、幾分かの変更はあるかもしれませんが、その約束は私はいたしません。

○石橋(政)委員 少しずつ本性を現わしてきておるようです。少くとも民主主義、主権在民といふこの大原則を動かさない動かしなさいと言つておるがこれと矛盾する天皇の地位の強化といふことについて、絶対にやらないという明言をしない。私はここに何かしら不明朗なものがあると思ふ。国民に率直に訴ふる勇氣を持たない原因があると思ふ。しかしあなたがここでそれ以上のことを言わないならやむを得ません。一つだけこの点に關して質問をいたしておきます。それは憲法改正を意図されておるこの際、皇室典範をもあわせて検討する必要があるといふふうにあなは考へておるか、またその場合に、この皇室典範を現在のよう一般法令と同列に扱うことを改めようといふ意図があるかどうか、この点をお尋ねいたしておきます。

○林修政府委員 この皇室典範は、御承知のように、ただいま普通の法律の形で出ておるわけでありまして。それを改めるといふことは今議になつておらないように私は思ひます。

○石橋(政)委員 だからあなたに聞いておらないのです。総理にあなたはどうかどうか、このことを聞いていますか。

○鳩山国務大臣 この変更するといふことについて、ただいま意思を持つておりません。

○石橋(政)委員 皇室典範を改正するといふことを考へておられない。また一般法令のワケからはずして特別なものにしよといふことを考へておられないといふことなんですね。了解いたしました。

○山本委員長 石橋君にちよつと御注意申し上げます。お約束の時間が迫つておりますから、簡単に願ひます。

○石橋(政)委員 それでは第二の原則である平和主義と軍備の問題について、若干お尋ねいたしておきたいと思ひます。総理は在野当時から、憲法改正を盛んに主張されておる。それは主として憲法の第九条といふものに對する疑義から発しておつたと私は思ひます。先日、一月の三十一日でしたか、参議院において、日本が陸軍を持たない、海軍を持たない、飛行機を持たない、なぜ空軍と言わずに飛行機と言つたか、私知りませんけれども、飛行機を持たない、そういう憲法に反對だ、ついで本音を吐きまして物議をかましたのでございしますが、こゝに軍備を持たない持たないといふ考え方、平和主義といふ大原則とどういふふうにつながつておるのか、私非常に疑問を持つております。しかしこれも水かけ論になりますから、本日はあらためてこゝでお伺ひすることはやめておきます。そこで一点だけお伺ひするわけにございしますけれども、しからばこの憲法第九条の前段の分については、全面的に賛意を表しておられるかどうか。こゝで読み上げる必要もないと思ひますので、お尋ねいたします。

○鳩山国務大臣 前段とは第一項のことですか。

○石橋(政)委員 そうです。

○鳩山国務大臣 第一項については賛成であります。

○石橋(政)委員 国の交戦権はこれを認めないといふ点についても、同様御賛成ですか。

○鳩山国務大臣 国際紛争を戦争によつて解決するといふような主張には、賛成はしない。自衛のためには陸

軍、海軍、空軍を持ちたいといふことを言つておりますので、誤解のないようにお願いいたします。

○石橋(政)委員 そのたゞし書きがいつもくせ者なものでございしますが、これも論争になるから本日質問の際には差し控へましよう。ところが、先ほど申し上げたように、軍備を持つといふことと平和主義といふものの間には、非常に矛盾があるといふふうに私は考へる。あなたはあなたのおそれる自分の国を守る程度の自衛力を持つて初めて世界の平和は維持されるんだと、いつも言われるような答弁をこゝでされるのであります。ところが、御承知の通り、現在の世界は二つの陣営に分れておる。その際総理が厳然たる中立政策を維持していくというならば、私はわか

る。しかし片一方の陣営に属して、しかも軍備を強化していくといふことになつても、決して平和を維持するといふことにはならないと思ふわけである。それでお尋ねしますが、将来の問題についてだけお尋ねしておきます。少くともあなたが憲法を改正して、名実ともに軍隊を持つといふふうにお考へておられるわけでは、おそろく米軍にも歸つてもらおうといふふうにも考へておられるのでありましよう。しからば、そのときに一方の陣営に属するやうな形の、何らかの条約を締結するやうな意思があるかどうか。自分で守れる、だからアメリカさんにも歸つてもらふ。日米安全保障条約はこゝで解消する。そしてあらためて東南アジア防衛機構とかいったやうなもの、こゝいうふうな一方の陣営に属するやうな形のものに入

り込んでいくというようなことが、そのときに絶対にないというふうに断言できるかどうか、お尋ねいたしたいと思ふ。

○鳩山国務大臣 世界の平和を維持するために努力をしたいと思つております。世界の戦争を誘発するような行動には絶対に関与したくないと思つております。

○石橋(政)委員 それでは時間がありませんので、端的に二、三の点を簡単に御質問いたしますが、この際再軍備にも関連してきますのでありますけれども、あなたは新しく作ろうとされる憲法の中で、国防の義務とか、国家に対する忠誠の義務とかいうようなものを規定する考えがあるかどうか。これも先ほど申し上げたように、自由党憲法調査会案なるものには、はっきり打ち出されておりますのでお尋ねしたわけですが。

○鳩山国務大臣 それらの点については、憲法調査会において慎重に検討すべき問題だと思ふ。

○石橋(政)委員 総理自身としてはそういうことが必要だと思ふことになるかどうか。非常に大切な問題ですから、再度お答え願ひます。

○鳩山国務大臣 一体われわれは日本の国を作つてゐるというのに、基本的の権利ばかりを書きまして、義務の方は少しも書かないというのは、手落ちだらうと思ふ。やはり権利も主張し、義務も持つというより憲法の書き方が、適当な書き方だという考えを抽象的に持つております。

○石橋(政)委員 その義務の中に、国防の義務とか、国家に対する忠誠の義務というよりようなものも、当然含まれて

いいというようにお考えかどうか。再度お答え願ひます。

○鳩山国務大臣 これは憲法調査会において審査すべきことでありまして、私の自分の考えはただいま申し上げません。

○石橋(政)委員 大切なことになると思ふ。憲法調査会、憲法調査会と逃げてしまふ。そういうあいまいな総理の態度、そういうものを聞いておると、私はこの際政治家停年制を作つた方がいい、だから憲法改正をするというふうな提案なら、国民の大部分が賛成するかもしれないと思ふ。いさそ公共の福祉のために政治家は六十才以下でなくちゃならぬというふうな、そういうものでも作つたらどうかと思ふ。しかしお答えがないのでやむを得ません。少くともこの点が明確にされないと、あなたがいつも徴兵制度はやらない、やらないと言われるけれども、それも当面そういうふうな言つてただけだというふうにとられて、やむを得ないというふうになるわけですから、その点は十分覚悟しておいていただきたいと思ふ。

それでは最後に、基本的人権主義といふものについて、一点だけお尋ねいたします。アメリカに押しつけられた憲法だから改正しなくちゃならぬという勇ましいことをおっしゃつておる。ところが、いかにアメリカに対して日本は自主性を発揮しているんだというより自主性に陥るような言い回しをしておりながら、全然アメリカに対して自主性を発揮しておらないという例が、実に山一つ一つ例を取り上げてそれを申し上げようとは思ひませんが、駐留軍が直接

雇用してゐる、あるいは日本政府が雇用して提供してゐる駐留軍労働者というものが、現在全国で二十万もおる。この二十万の労働者が基本的人権を無視されておるといふ例が、たくさん出てきておる。例をあげれば枚挙にいとまがない。しかし極端な例を一つあげると、勝手に首を切る、理由もないのに米軍が首を切る。やむを得ず日本の準司法機関である労働委員会あたりに問題を持ち込む。そうすると労働委員会、明らかに不当労働行為だと救済命令が出る。しかし米軍はこの救済命令に対して一顧だに与えようとしない。こういう例がどんどん出てきておる。また最近では板付あたりで文化活動をやつてゐる者を、思想調査をやつて二十名から出勤を停止してしまつたりしてゐる。こういう問題に対して、

何ら自主性を発揮して駐留軍に働く日本人労働者の基本的人権を守つてやつておらないという例が、幾多あるのがあります。これでもアメリカに対して自主性を持つておるとおっしゃるか。今までこういう問題に対して日本政府がどれだけの熱意を示してゐたか。今後どういふふうにして、この基本的人権を守つてやろうというように考えておられるのか、明確に答弁を願ひたい。それが願ひない以上は、あなたの言つてゐる基本的人権の尊重などというの、非常にあいまいなものである。またアメリカに対して自主性があるのかのごとき態度をとつておるのもやかしのものではあるというふう

に理解したいと思ふのであります。いかがでありましょうか。

○鳩山国務大臣 法制局長官から答弁させることにいたします。

○林(修)政府委員 私、一々の具体的事実は存じませんが、一般的に申せば、この労働条件については、特別の協定がない限り当然日本の労働関係のことによるといふことが行政協定にうたつてございます。従ひまして、それが順守されないというところについては、合同委員会等を通じて米軍に要請するといふことは当然尽しておられるべきものだと思ひ存じております。具体的ことは存じませんが、一般的な問題についてお答えいたしました。

○山本委員長 石橋君に御注意申し上げます。もうすでにあなたの時間は超過いたしました。

○石橋(政)委員 わかりました。もう一、二点だけ。

今の点、最初から私は通告もしてあるわけですが、日米合同委員会に持ち出す持出すといつては、けれども、過去にこういう問題が累積されていつてゐる。少しも解決しておらない。その原因は行政協定そのものにあるわけなんです。日本の法律を守るというながら、ある場合には基地管理権といふものを発動する。こういう矛盾したところに問題があるわけなんです。だから、積極的にほんとうにこの問題を解決しようと思へば、行政協定を改訂しなければならぬと思ふ。少くともほんとうに日本人の基本的人権を守ろうと思ふならば、行政協定を明確にするといふことが必要だと思ひますので、特に私は総理にお尋ねをいたしてゐるわけなんです。

○鳩山国務大臣 行政協定を改正する必要があるといふことは私も同感です。

○石橋(政)委員 それでは一点だけ最後に伺ひておきます。

憲法改正草案ができて、実際に国民の投票を仰ぐというより段階になりましたときに、新たにこの投票の方法その他を規定する法律を作る意思があるかどうか。そうして、その場合の投票の方式といふものは、改正全文にわたつての一括投票の形式をとられるのか。それとも、改正箇々の点についての個別的な投票の方式をとられるのか。これは非常に大切な問題でありますので、特に明快にここで御答弁願つておきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 法制局長官から聞いてしよう。

○林(修)政府委員 憲法改正案の問題といたします場合には、当然第九十六条に従つて、国民投票に関する法律を整備する必要があることはおっしゃるまでもないことだと思ひます。その場合において、国民投票のやり方をどうするかといふ今おっしゃつた点ですが、憲法自身においては、一括するかあるいは個々でやるかという問題については直接触れておらないのであります。これは直接国民投票の法律で定めるか、あるいはその議案の審査をいたす国会の意思で定めるか、こういうことによつてきまらるべきだ、かように考へております。

○山本委員長 暫時休憩いたします。

午後一時三十分より再開いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時五十七分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案、及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括議題となし、質疑を続行いたします。通告がありますので順次これを許します。受田君。

○受田委員 この防衛二法案につきまして具体的な質疑に入りたいと思ひます。政府は毎年のごとく防衛庁設置法の一部改正案を御提出に相なりまして、漸次兵力の増強をはかつておられるのでありますが、この間ちよつと触れておいたのでありますけれども、防衛庁設置法のうちの第七条第二項の陸上兵力十五万人を十六万人にという、このきまつた一万人という増員は、御答弁を願ひたいのであります。

○船田国務大臣 ただいま受田委員の御質問の点につきましてお答え申し上げます。陸上自衛官の増員の理由でございますが、現在陸上自衛隊は六管区隊及び二混成団を編成し、北海道に二管区隊及び一混成団、九州に一管区隊及び一混成団を、その他の本土に三管区隊をそれぞれ配置しておりますが、防衛力増強の方針に従ひまして、三十一年度においては新たに混成団一を編成し、長官直轄部隊として、これを東北地方北部に配置し、また、所要の特科、特車部隊並びに補給処等の後方業務関係の部隊及び機関を増設または強化する必要から、今回の増員を行うことになったわけでありまして、その増員の内訳を次に申し上げます。その内訳は主動部隊たる混成団、これは約六千人でございますが、その混成団、特科大隊、空挺大隊、特車中隊、観測中隊、ヘリコプター隊の新設等に伴う増員が合せて約八千四百人、その他後

方部隊の増強分が六百人、その他補給処、地方連絡部等で約一千名、計一万人が増員されることになるわけであります。

○受田委員 海空軍部隊は非常に半端な数字を出しておりますが、陸上部隊だけこつときまつた数字に合せようという御計画があるわけでございますか。

○船田国務大臣 ただいま内容を申し上げましたような編成の都合上こつとこつとこつとになるわけでございます。

○受田委員 編成の都合で初めに一万という数字を出して編成されたのか、それともやつてみたら一万人になったのか、一万は偶然であるのか、あるいは一万という前提のもとに部分的にやられたのか、そのいづれかを御答弁願ひたいのであります。

○船田国務大臣 先ほど増員の内訳を申し上げましたが、そのうちに主動部隊たる混成団、これは従来約六千名でございます。それを中心にして考えますと、ただいま御説明申し上げましたように、ちよつと一万ということになるわけでございます。

○受田委員 ちよつと一万に偶然なつたのでありますか。

○林(一)政府委員 ただいま長官から御説明がございましたように、必要な部隊を編成しましておおむね一万になりましたものですから、一万人というこつとで増員いたしましたわけであります。

○受田委員 おおむね一万人というのはどういふ言葉でございますか。

○林(一)政府委員 ただいまのおおむねの言葉づかいはちよつと悪うございしましたが、一万人になりましたので一

万人の増員をお願いしておる次第であります。

○受田委員 一万という数字は、混成団とか、ヘリコプターとか、後方部隊とか、いろいろなものをあわせてたまたま一万になったという場合は、これは非常に確率はなほ大になつてくるわけですが、一万という計画のもとに、その一万を各部隊に割り振りをするという考え方はなかつたのか。たまたまやつてみたら一万になつたという考え方は。一万という増員計画のもとに各部隊にこれを配分するという計画であつたのか、いづれであつたかをお尋ねしておるのです。

○林(一)政府委員 主動部隊初めこれらの各後方部隊を増設する場合に一人に達したのであります。大体目標も一万人見当とつけておつたのです。両方からこのやうな数字が出てきたわけであります。

○受田委員 前回の改正のときに十四万から十五万になったと記憶しておるが間違ひでございしますか。

○林(一)政府委員 前回の改正のときには——前回と申しますと昨年度です。

○受田委員 そうです。

○林(一)政府委員 昨年度は二万人増でありました。

○受田委員 昨年はかつちり二万人ですか。あるいは二万人を前後しておりましたか。

○林(一)政府委員 かつちり二万人の増員ということですが、これは制服部隊です。

○受田委員 昨年はかつちり二万人、本年はかつちり一万人、各部隊の編成人員を総計するとたまたまきまつたという数字に一致したというこの御説明は、私はまことに了解に苦しむのであります。二万人、一万人という増員計画のもとに、その人員の配分を考えるという形式をとられたならば、率直にそれを申していただきたいと思います。

○林(一)政府委員 先ほど申しましたように、両方の意味があるのでございまして、これだけの部隊を増員する場合は一万人、また二万人程度増員するというやうな目標も大体あるのであります。両方の意味から一万人ということになつたわけであります。

○受田委員 海空軍部隊とか空軍部隊は一万九千三百九十一人を二万二千七百十六人、あるいは一万三千四百六十六人を一万四千四百三十四人と、まことにこまかい数字が出ております。陸上部隊と海上、空軍部隊との——このこまかい数字の前後の部隊と、きまつた数字の前者の部隊と、これはどういふ関係があるのですか。

○林(一)政府委員 海空についてこまかい数字が出ましたのは、やはりその部隊の編成なりその他の点について非常にこまかい点があるもので、従つてこまかい数字が出たのであります。海空の方はその主力と申しますのは艦艇であり、航空機でありますから、その訓練の計画に基いてあのような数字が出てきたのであります。その点いささか陸の方とは違つた点があると思ひます。

○受田委員 これは、ここに保科先生もおられますが、従来陸海軍が戦前編成されてきたときは、陸軍は海軍、空軍よりはるかに大ざつぱでよかつたが、海空軍はこまかく数字が出ておつたという

やうな形であつたとは私は記憶しておりません。この点は海軍と空軍は非常にこまかい内容を持つ部隊が多いのでそのやうになつたのだという御答弁は、何だかこじつけに感ずるのであります。少くとも陸海空軍は同じ基準で増員計画を進めるべきではないか。昨年は三万人にかつちり一致し、本年は一万人にかつちり一致した。偶然の一致がしばしば起つておる。ここにわれわれは疑義を感じておるのであつて、それぞれの部隊に必要な人員は、ほかの官庁でも定員法によつて、増員計画あるいは減員計画のある場合はこまかい数字が出されておるのであります。自衛隊のみは二万、一万ときわめて明瞭な数字で陸上部隊がふえておることに対して非常に疑義がある。この疑義は今の御説明では納得できないのであります。二万、一万という数字は偶然の一致である、もう一度答弁をされませんか。

○船田国務大臣 受田委員の御質問のこととてございしますが、陸上自衛隊につきましては人が中心になります。もちろん装備がこれに伴ひますけれども、いわゆるマン・パワーというものが主体になります。ところが海上自衛隊及び航空自衛隊におきましては、艦艇または飛行機、すなわち海上であればどういふ船を持つか、それに対してどういふ人員を配置しなければならぬか、また航空自衛隊につきましては飛行機を主体にいたしますから、従ひましてそれに配置する人員の上において、端数といひますからラウンド・ナンバーの数字でないものが出て参ります。ところが陸上部隊につきましては、先ほど申し上げましたやうに、マン・パワーが

主体になりますから、従いまして先ほど申し上げた混成団六千人というものを主体として編成をいたしますと、そういう一万という単位がラウンド・ナンバーで出てくることになります。艦船、飛行機を主体とするものとマン・パワーを主体とするものの違いから、今の御質問が起ったものと思います。

○受田委員 私はこの部隊の編成の上に、少くとも地上部隊が、今御答弁があったにもかかわらず、はつきりと基本的な数字を出して、それによつてそれを配分するという計画を立てられたとは思えないのです。少くとも本年は一人を増員する、昨年は二万人増員するという予定の計画があつたのではないか、この点そつとした最初からの目標ができておつたのかどうかをもう一度お確かめ申し上げたいのです。

○船田国務大臣 防衛庁試案といひましては、これも予算委員会あるいは当委員会においてもたびたび申し上げておりますように、六カ年計画によりまして、昭和三十五年度の最終年度におきまして陸上自衛官十八万、艦艇十二万四千トン、飛行機約千三百機というような目標を立てておりますので、大体それを目標といたしまして一万、あるいは昨年度において二万、こういうことになっておるのであります。

○受田委員 しかば防衛局長のお言葉の中にあつた偶然の一致でなくして、年次計画の段階における数字だと了解してよろしくございませうか。

○船田国務大臣 これもたびたび申し上げておることでありますが、政府の確定した長期防衛計画というものができますれば、それについてはつきりした年次であるということが申し上げら

れると思ひますが、大体目標を防衛庁試案に置きまして、そしてそれを達成するように年度の財政状況を見まして計上した、こういうことでありまして、寸分たがわず年次計画になつておるといふことは申し上げかねるのであります。

○受田委員 申し上げかねる程度でありますね。私は申し上げかねない程度で一つお答えいただきたいのですが、十八万という目標、これはこの前もちよつと触れたのですけれども、目標を達成するにはまだあと五年あるのに、昨年二万ふやした、今年一万人ふやす、こういうことになると、もう二万人ふやすのは二年で済むわけです。防衛の漸増計画を三十五年に十八万に置かれておるならば、国の財政状況などから考えて、もう三万であるならば三万を五つに分けて六千ずつ増員という計画にされるのが国家の財政状況とにらみ合せた一番まじめなやり方であると思ふのであります。これを一万人というところになつて、急ぎ兵力増強計画を立てたにせよ、急ぎ兵力増強計画の考え方としては五カ年計画より少し急がれる方針を持つておられるのではないかと考えるのですが、いかがでしょう。

○船田国務大臣 このことにつきましては、前にも申し上げたと思ひますが、アメリカの方の駐留軍がだんだん撤退して参りますが、それも地上の戦闘部隊がまず引いていく、大体こういう計画になつておるようであります。従いまして、必ずしもそれに見合つていふことは申し上げられないのでありますけれども、陸上自衛隊を整備するといふところにとりしても急がなければ

ならぬ事情がございます。そこで陸上自衛隊につきましては、昨年二万、三十一年度において一万、こういうことになつております。そしてその一万というラウンド・ナンバーの数字の出ますのは、先ほど申し上げましたように、編成上の都合からくる、こういうことでございます。

○受田委員 アメリカとの話し合いで、アメリカの意思によつてその数字が特に陸上部隊にウェイトを置かれておるといふことになつておることを、今御答弁いただいたのでありますが、そのしきと、アメリカとの話し合いでこの十八万というものは常に日本の自主性が失われるような形で決定されるのじゃないか、こういう不安を抱くのであります。いかがでしょう。

○船田国務大臣 わが国の自衛体制をどれだけに増強するかということとはちろん日本の自主的にきめることであるとして、ただアメリカの駐留軍、これに陸上戦闘部隊がだんだん引いていくといふことを考慮のうちに置いて編成を考えて、その予算化をはかつていくといふことにいたしておるわけでありま。

○受田委員 空軍と海軍は依然として薄弱である。これは今後年次計画においても、この薄弱な傾向が続けられるといふことになつておるのではありませんか、日本の国はアメリカの駐留軍の撤退の關係もありましかれども、陸軍に重点が置かれ、海空軍に大きな弱点といひますか、軽視の傾向があるといふような解釈をしてよろしくございませうか。

○船田国務大臣 そういふ解釈をされることはまことに困るのであります。先ほど申し上げましたように、駐留軍の陸上における戦闘部隊のだんだん引いていくといふことをよく勘案いたしまして、陸上部隊を、多少海空軍に比較いたしますれば、偏重的に増強を急いでおるといふ事情はございませうが、しかし海空の方を軽視しておるといふようなことは絶対にございませぬ。ただ御承知の通り、海空におきまして、ことに空におきましては相当財政負担が重くなるものでありますから、その財政状況をも十分勘案をいたしまして、三十一年度の予算を計上しておるといふ次第でございませう。

○受田委員 ヘリコプターにどれだけの人員が割り当てられておるか。こまかい数字を言つていただきたい。またヘリコプターはどれくらい増強するようになつておられるか、これを伺いたいと思ひます。

○船田国務大臣 これは政府委員の方から御答弁申し上げます。北島政府委員 ヘリコプター隊員は大体百人予定しております。機数につきましては昭和三十一年度に四機大型ヘリコプターを購入いたします。現有ヘリコプターは私の記憶によればたしか六機、昭和三十一年度におきまして新規に六機購入いたしますから、合せて十二機をもちまして百人の編成でございませう。

○受田委員 今までに六機しかない。今度六機作るということですが、私ここで防衛長官にはなはだお気の毒な発言をしなければならぬのです。去る一月九日であつたと思ひます。朝日新聞に出ていたのですが、長官がヘリコプターにお乗りになられて郷里栃木県

の、先生が御經營なさる私立学園の校庭におり立たれ、多数の生徒並びに選挙民をお招きになられて、防衛庁長官の威容を示しあそばされたといひます。これにお用いになられたそのヘリコプターは、防衛庁予算の中に計上された六機のうちの機であつたかどうかをお尋ねしたいのです。

○船田国務大臣 その六機のうちの機であります。

○受田委員 大臣は防衛庁長官としての誇りを持つて故郷へお歸りになられ、また軍事思想普及の具にするといひますか、とにかく防衛の趣旨を徹底するために生徒やら選挙民にそれをお見せになつたのが何が悪いといひます。言葉があつたと伝えられておりますが、この間の事情は、いかがでございませう。

○船田国務大臣 それは一月九日ではございませぬが、私が就任後宇都宮に参りますときにヘリコプターに乗りまして、私が理事長として経営いたしております学校法人の作新学院というものが宇都宮一ノ沢にありますが、その校庭におりまして、そこには作新学院の児童生徒父兄、その他近所の私立の中等学校、高等学校の生徒、教師あるいは宇都宮の市民の多数がそれを見に来ておつたといふことは事実でございませう。私はそのことについて御批評をいただくことは、いかなる御批評をいたさしても、もしそれがどうしても悪いといふことでありますれば、十分私の行動に對しましては責任を負ひます。

○受田委員 長官の今のお言葉で、この問題について自衛的な御見解をいたしたと承するのであります。私

私たちは、船田先生を防衛庁長官として
いただいておられる防衛庁の職員に
たしまして、また一般の国民にいた
しまして、公私の別を明らかにされ
る長官の御行動を期待しておると思
います。従来陸海軍があつた戦前でも、陸
軍海軍の軍人——私の関係者も当時幾
人もおりましたけれども、そういう幹
部軍人にいたしまして、大臣にいた
しまして、公私の別を明らかにする
という点においては、軍国主義の時代
であつても非常に明瞭であつたと思
うのです。特にこれが、長官が防衛庁長
官であり、かつ國務大臣であるとい
う官職の立場から、そのお仕事を分
離して、國務大臣の立場では政治活動
は自由である、また國務大臣をもつて
兼ねることのできる防衛庁長官として
の政治活動は自由であるということに
なるわけでありまして、防衛庁長官と
長官という職務は陸海空の三幕僚部を
握られて、かつ直屬の文官を持たれた
公務員法でいう一般職の職員よりも
もっと厳格なワクを、防衛庁職員の法
規のもとに制約を受けておる、これは
きわめて厳正な政治活動の中立性とい
うものが保持されておるのです。その
規律の特に重要な防衛庁の最高指揮者
でいらつしやる船田防衛庁長官が、ひ
とり軍の用いておる、わずが六機しか
ないヘリコプターを一機お用にいな
つて故郷にしきを飾られたというこ
のことは、国内に与える影響がきわめ
て大きく、これがすでに新聞に報道さ
れておつたので、こうした委員会にお
いてはまだ正式には取り上げられてな
かつたのですが、私そのときにひそか
に、船田先生の御人格に敬意を表して
きた私としては遺憾の意を表したので

すが、特にわざわざ御郷里にこのヘリ
コプターをお飛ばせにならなくても、
陸上自衛隊の部隊が近くにあるとい
うことも聞いておられますので、そこへお
りになられて、あらためてそこへい
らつしやるというのでありましてな
らば、これは公私の別が明らかになつて
いいと思ふのでありますが、防衛庁長
官は選挙運動をやつてゐるということ
になつたならば、防衛庁の職員並びに
自衛隊の隊員に対して非常に影響を及
ぼす、かように考えるのであります
が、部下職員、隊員に影響があるか
ないかという点についてのお考えを
お伺い申し上げたいのであります。
○船田國務大臣 ただいま御注意の点
は十分自覚して参りたいと存じます。
私は公私を混淆するような考えを持
つてヘリコプターに乗つたものではない
のでありまして、先ほども申し上げま
したように、たまたま郷里に歸ります
ときに、ことに若い青少年がぜひ見た
いということでありましたので、参り
ましたのでありまして、それについての
御批評は十分承わたり、またただいま御
警告いただきました点については、今
後十分自覚して参りたいと存じます。
○受田委員 長官のお言葉を了として
問題を避けますが、防衛庁の事務当局
としては防衛庁所管の兵器を一般に公
開するという措置をとつておられます
か、軍事思想普及の目的をもつて兵器
の公開ということをしはばやられる
御計画があるかどうか、御答弁を願
ひたいのであります。

○門叶政府委員 ただいまの受田委員
の御質問であります、防衛庁といた
しましては、あらゆる機会をもちまし
て防衛庁の実情を知つていただきたい
というふうに考えております。各公共
団体その他から展示会その他に協力を
求められる場合もしはばあります。
防衛庁の訓練上支障のない限りは、そ
ういう御要望にはぜひこたえていき
たいというふうに考えております。
○受田委員 さらに問題を本論に返
しましてお尋ね申し上げたいのであり
ますが、今の防衛庁設置法の中の調達関
係の分は後日お尋ねすることにして、
急ぎ関連する自衛隊法の改正の中で、
今度増強せられますところの混成団と
航空団の具体的な内容について触れ
ていきたいと思ひます。第八混成団を熊
本に置かれ、また第九混成団を青森に
置かれようとしておる。この熊本と青
森との——熊本は先般一応できたので
ありますが、今度加えられた青森と熊
本とにわざわざ混成団を置かれたその
趣旨はどこにあるのか、地理的事情及
び防衛計画全般から見ると御答弁を願
ひたいのであります。
○林（一）政府委員 部隊の配置はい
ろいろの点から考慮して配置を考へて
おるのでありますが、まず現在の一般
的な状態から考へまして、北海道、九
州方面あるいは東北方面に順次配置し
ていくという計画で配置いたしてお
るのであります。今後増強する分がある
とすれば、さらに本州の方に配置する
という計画を持つておるわけでありま
す。

○受田委員 防衛計画の中に北海道及
び九州に重点を置かれる理由はどこに
ございましょうか。
○林（一）政府委員 北海道、九州は何
と申しまして中央より離れておる地
点でありますし、また地理的環境から
申しまして諸外国に近い、また交通の
点から考へても非常に不便なところ
であります。そういうような方面から配
置するといふことが、たとえば外部か
ら侵略があつたとか、あるいは国内に
暴動が起つたといふような場合を考へ
まして、やはり遠く離れた方面から
配置するのいろいろな点から好都合
であるといふような見地からいたした
のであります。
○受田委員 国内の暴動は人口の少
い、交通の不便なところには起らな
い、そうしますと、中央から遠く離れ
た僻地の地域にいたつたら軍隊を増強
して暴動に備えるといふ御趣旨は、は
なはだ私は解せないものであります
が、暴動は人口がまれで交通不便な地域に
起ると御想定になりますか。
○林（一）政府委員 私が申しましたの
は、暴動といふものはもちろんたゞ
ん人口が固まつておる集団地域に多い
のであります、やはり直接侵略、間
接侵略あるいは治安関係はいろいろの
関連において起るのでありまして、な
るべく交通等の点を考へまして、北
海道とか九州にまず先に置くといふよ
うな考えから、そのような配置をいた
したのであります。

○受田委員 設置の理由がはなはだあ
いまいことしておるようでありま
す。昔は九州に防人がおつて、太宰府
がその中心であつた、それは西方及び
南方の国々に対する防衛の態勢であつ
て、国内の暴動といふ意味ではなかつ
た、こゝろを考へますと、今局長
の申されましたお言葉の国内の暴動に
備えて僻地の地に部隊を増強するとい
ふことは妥当でないと思ひますが、い
かがでしょう。
○林（一）政府委員 私が申しましたの
は、ただ国内の暴動といふことだけか
らそういうような配置を考へたとい
うことではないのでありまして、外部か
らの侵略あるいは国内治安の關係ある
いは国内の交通状態、いろいろの点か
ら考へまして、このような配置を考へ
ておると申したのであります。国内の
暴動といふことだけから考へるような考
えを持つておるといふわけではござ
いしません。その点を一つ御了承願ひたい
と思ひます。
○受田委員 国内の暴動といふことだ
けではなくて、いろいろ列挙されたわ
けであります、国内の暴動の場合に
はもつと中央に必要であるといふこと
にならないですか、いかがでしょう。
○林（一）政府委員 国内治安といふ関
係のみから申しますれば、確かに中央
の方が重要性があるといふ考へは持
つております。
○受田委員 北海道及び九州は諸外国
の關係で特に重要だと言われたが、諸
外国といふのはどういふものでござ
いましょう。
○林（一）政府委員 自衛隊といふのは
わが国を自衛するために設置してお
る部隊であります。自衛するといふのは
自衛隊法にありますが、直接侵略並
びに間接侵略に対処するといふこと
であります。直接侵略と申しますと、や
はり外部からの侵略といふことになり
ます。そうすると海外の国々に近いこ
ろの方がまず上陸の公算が大きい、こ
ういふふうに私どもは一応考へてお
ります。
○受田委員 外国に接近した地域を特
に選んで部隊の増強をはかるという御
計画の趣旨ならば、ある特定の国も考

えられると思うのであります。諸外国の中で北海道はどが当り、九州はどが当るといふ御計願ひをございませうか。

○林(一)政府委員 北海道はどが当るとか九州はどが当るといふことは別に想定してゐるのではないのであります。一般的にはやはり外国に近い。(笑)どの国が近いといふことは——どことはつきりしてゐるのであります。が、外国の近いところから配置する。直接侵略に対処する意味におきまして、どうしても上陸の公算の大きいところ、これはやはり諸外国に近いところ、これはふりかへるわけでありまして、その点は一つ御了解願ひます。

○受田委員 自衛隊が設置される前は保安隊であり、その前は警察予備隊であつた。ところが北海道や九州の方は警察予備隊の当時から部隊が作られておつたので、そのころは直接侵略といふものは考慮されない法律であつた。そのときから依然として今の御計願ひが進められておつたといふならば、その御計願ひの遠慮深慮の裏に大いなることに敬意を表するのではありませんが、直接侵略といふ言葉が入つたこの法律案改正の以後においてならば、今の局長のお言葉で説明できるといふが、その以前北海道、九州に置かれた当時の事情はどうでございませうか。

○林(一)政府委員 当時はやはり国内治安といふことに重点を置いておつたのであります。そのような意味で北海道あるいは九州にまず置いたのであります。(笑)これは先ほど申しましたように、交通その他の点を考慮してのことだろつと考へております。(笑)

○受田委員 交通その他を考慮の末に予備隊のころから置かれたこととすれば非常に問題が大きい。交通だけならばもつと交通の便利などから国内治安の方へ振り向けるべきで、国内治安の目的で交通不便のところをわざわざ部隊を置く必要はない。これは私の見解の方が正しいのではないかと思ひますが、局長、いかがでせう。

○林(一)政府委員 当時やはり国内の治安上必要ある場合には、警察予備隊が出るということでありました。そのような場合、交通とか通信連絡関係、いろいろの点を考へまして、やはり中央から離れたところはいざとなつた場合の協力関係、出動関係はなほ不便であるといふ考慮もあつたようでありまして、その点が考へられたと思ひております。

○受田委員 防衛庁の幹部になられた方は最初からその職におられたわけでありまして、予備隊、保安隊、自衛隊と発展した過程において、今局長さんの御説明のような形でなくて、終始一貫したもののが北海道や九州にあつたのではないか。国内の治安が維持されないような状況が起つたといふ場合に、北海道や九州の方から中央へかけつけるのには間に合わないのです。ヘリコプターや飛行機がおつても間に合わないのです。従つて国内の治安の維持といふ問題については、中央にはアメリカの駐留軍がある、あるいは占領軍があるから、まん中の方はそれにまかして、端の方だけをやっておこうといふような趣旨であつたのかどうか、いかがであります。

○林(一)政府委員 私の説明が悪いのか存じませんが、先ほど申しましたように、いろいろの点を考へまして、警察予備隊当時そのような配置をしたと考へるのであります。

○受田委員 説明をしていただくことがなほだお困りのようでありまして、これ以上追及いたしませんけれども、われわれはこの法案を出していただいて審査をする責任者なのです。従つて今度新たに青森が入つてきた、このことはどこに政府の考へがあるのか。国会で法案の審査をする以上は大なる問題で、国防会議等ができて、そこで防衛の大綱をきめて、そして国会に諮らなくて済むような独裁政治でもやるなら別ですけれども、民主主義の政治においては、すべての軍隊の配置等についても、国会に相談するといふ建前をとられておる。従つて私は御答弁が苦しくても重大な法案審議に當つて、しかも部隊の配置の基本的な内容が法案の中に盛り込まれて、国会の審査を要求しておられる以上は、徹底的にその根源をついて、国民をして安心させなければならぬ責任がある。従つてこういう部隊の配置等についておろそかにされて、国民が知らざる間に国会を通過されるということはあり得ないことなんです。私はその問題について、すでに船田長官から申されましたところの既存の各部隊の配置についても、一々その設置の理由をお尋ね申し上げて、その上に新たに入つた青森の特殊事情を御説明いただかないと納得できない。これはきょうあすか、あさつてで委員会を通過してもらいたいという政府の御要求があるようですが、各管区の一部をそれぞれここに

られる方にお尋ねすると、非常に長期に時間がたつのでありますけれども、今の局長の御答弁では、一々お尋ねしなければ、われわれは納得できない点があるのでありますので、この審査に長期を要しては十分説明をしていただきたいと思います。いかがでせうか。

○林(一)政府委員 部隊の配置の原則は、やはりまず防衛的な見地といふことが第一であります。もう一つは訓練等のために必要な演習場とかあるいは射撃場といふものがあるなし、不便、あるいは御承知のように、現在新しい施設を作る場合においては相当の金がかかるという点から考へまして、既設の建物を利用するといふような点、いろいろの点を考慮して配置しておるのであります。大体そのような考慮のもとにやつておるのが現状でございまして。

○受田委員 青森市にはいかなる既設の建物がございませうか。

○林(一)政府委員 私がたゞいま申しましたのは、一般的な方針でございまして、もちろんその地方に利用し得る既設の建物等がない場合は、やむを得ずこれは新しく作るということになるのであります。なるべく既設の建物のあるところはそういう点も考慮する。いろいろな点を考慮しまして設置するといふようなことを申したのでございまして。——青森の部隊の施設でございませうか。——これは新設の建物でございまして。

○受田委員 ここには自民党の方は床次先生ただ一人です。午前中の理事会で、全員出席して審査するから、午後午前もやるというので、われわれは

一週間連続してやろつという熱意を持って、昼夜を分たず勉強しておる。そのときにこういう状況では国会軽視もはなはだしい。みな出るというからわれわれの党では定足数出ておる。それがこちらただ一人、委員長、これで審査せよといふのはなほだ片寄つたことになると思ひます。もう一つ、私が今御質問申し上げる防衛二法案は非常に重大な段階で、特に国防会議構成法案などが出ることになれば、これは特に慎重を要する関係で関連するのを通して、あとから国防会議構成法案を審査するのは筋が通らないので、このままでは審議を進めることが国民の期待にこたへ得るかどうか、委員長の御見解を伺いたいのであります。

○山本委員長 受田委員にお答え申し上げます。与党議員の少いことはまことに申しわけありませんが、他にいろいろ委員会等の事情があるとは存じますが、督促いたしまして順次出席されるようにいたしますから、どうぞ御質疑を御継続願ひます。(休憩休憩)と申す者あり。今国会対策委員会の方で極力出席するように督促しておりますので、順次入つていきたいと思います。御了承願ひまして、しばらくの間御継続を願ひます。

○受田委員 私どもはみな出席してこつて真剣に国民の期待に沿ひたいと思つて質問を用意してゐるわけなんです。同僚諸君のこの熱情にこたへるための措置ができないで審議を進めるのは、ほんとうに同僚諸君にも済まないし、また委員長としてもはなはだ面はゆい気持がなされるだらうと思ひます。私は今実はこの法案をつまびらかに

に検討しておりますが、現在における国の防衛の配置などを見ておると、どういふ意味でここにこういふものが出たのかを考慮するを得なくなるのです。十分審査する余裕のある措置を委員長においてとっていただければどうか。今お尋ねしておることだけでも、政府の御答弁の中にはさらに突っ込んでお尋ねしなければならぬほどの、現防衛隊の配置等についての質問が残されているのですが、委員長においていかなるお取り扱ひがなされるでしょうか。

○山本委員長 お答えいたします。審議は十分尽して、国民の負託にこたえられるように進めていきたいという意願でございますから、審議については時間理由なしに制限して早く上げようなどという気持は持っておりません。与党議員の少いことは申しわけありません。どうぞそのお心持で審議を御継続願います。

○受田委員 ただいまの委員長のお言葉で、委員長の公平な態度に私は敬意を表しますとともに、先ほど委員各位を加えた理事会で、みな出るからすぐ始めてくれと言った諸君が、一人も出ておらぬ。この驚くべき裏切り行為に對しては、われわれ信義を重んじて審査を進めようとしている立場からは、絶対に承服できない。少くとも与党の諸君は誠意をもって出席して、静かに審議をしようとおれだけ言うており、明日は法案を通してくれるようにという要望もあったのであるから、われわれは党のいろいろな都合を差し繰って今こうしてやっておる。ところがこういふ状況で、あす法案を上げてくれな

どという無謀なる要求に對して応ずることはできない。

○山本委員長 ちょっとと速記をやめて。

〔速記中止〕

○山本委員長 速記を始めて。受田君にお諮りいたします。まことに申しわけありませんが、今極力出席を要望しておりますから、しばらく御継続願つて、なお委員のそろわない場合には委員長はしかるべく措置しますから、どうぞしばらく御継続下さい。

○受田委員 それではもう一、二問質問することにして来なければ委員長宣言によつて閉会ということにします。私続いて浜松に航空団を置かれた理由をお尋ね申し上げたいのであります。

○林(一)政府委員 浜松に航空団を置きましたのは、あそこには整備学校とか通信学校というような設備もございす。またいろいろの点から考えましても都合がいいというよりなこと、あそこには置いたのであります。特に考えましたのはF86というジェット戦闘機の基地は、現在のところでは浜松が一番適当である、こういふふうに考えてあそこを配置することになったのであります。

○受田委員 戦略上の目的をもつてF86の活躍に便利がいいという意味であつたということをお聞きして、それでやられたというのが主目的で、そのほか今までの既設の部隊やいろいろなものがあるというのが従目的ですか。

○林(一)政府委員 今ジェット戦闘機は訓練の時代でございまして、しばらくの間訓練の時代が続くのであります。訓練というよりなことを主として

考えますときは、通信学校あり、整備学校もありといったような点から考えまして、また滑走路の工合から申しまして、現在のところでは一番都合がいい、こういふふうに考えまして、あそこを配置することにしたのであります。

○受田委員 浜松に第一航空団を置き、次いで第二航空団を置いておられるわけでありますが、航空団の計画は過去及び現在、将来にわたつてどういふものがあるのかお尋ね申し上げます。

○林(一)政府委員 現在のところは第一航空団及び三十一年度に設置を予定しております第二航空団であるのであります。今後漸増方針に従つて航空機をふやしていった場合は、そのような部隊がだんだんふえるという結果になると思ひます。

○受田委員 質問を終ります。

○片島委員 議事進行について。この内閣委員会は非常に重要な委員会であるのに、しかも一番責任を持たなければならぬ与党の出席が非常に悪い、今委員部を総動員いたしました、ようやく二人集まりましたが、それまでは床次先生がいった一人、発言はせられな

いが静かに一人ずつおられた、こういふような状態ではこの重要な法案を審議していくことは私は困難だらうと思ひます。この内閣委員会の重要性にかんがみて、今後は定足数に足らないような、しかも与党の出席が悪くて定足数に足らぬ、こういふような場合には委員会を開かない、そういうような考え方で、今後は委員長がもっと情勢を見て与党のかり出しというものに責任を持ってもらいたい。私たちは質

問をすることはたくさんありますが、本日は質問を保留いたします。どうか今後の委員会運営についてはそのようにお取り計らいをお願いします。

○山本委員長 ちょっとと速記を止め

〔速記中止〕

○山本委員長 速記を始めて。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二分散会

昭和三十一年二月二十七日印刷

昭和三十一年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局